

日野町告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の登記移転等に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年7月10日

日野町長 景山享弘

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称 濁谷区下町自治会

区域 鳥取県日野郡日野町濁谷の下町集落

主たる事務所の所在地 日野郡日野町濁谷281番地

2 申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地
下町集会所	73.85㎡	鳥取県日野郡日野町濁谷281番地

・土地

地目	面積	所在地
宅地	33.61㎡	鳥取県日野郡日野町濁谷249番2
池沼	3.30㎡	鳥取県日野郡日野町濁谷409番
宅地	69.42㎡	鳥取県日野郡日野町濁谷418番
山林	1,107㎡	鳥取県日野郡日野町濁谷117番
山林	519㎡	鳥取県日野郡日野町濁谷40番1
山林	157㎡	鳥取県日野郡日野町濁谷40番3

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

所在地	氏名又は名称	住所
日野郡日野町濁谷249番2	谷内悦壽	日野郡日野町濁谷403番地
	谷内 守	日野郡日野町濁谷219番地
	谷内 潔	日野郡日野町濁谷283番地
	松本喜平	日野郡日野町濁谷264番地
	谷内元治	日野郡日野町濁谷405番地
	松本 正	日野郡日野町濁谷263番地
	松本喜八	日野郡日野町濁谷260番地1
	谷内 博	日野郡日野町濁谷259番地
	生田正衛	日野郡日野町濁谷428番地1
	松本最壽	日野郡日野町濁谷1607番地1
	松本 寛	日野郡日野町濁谷276番地

所在地	氏名又は名称	住所
日野郡日野町濁谷249番2	松本藤子	日野郡日野町濁谷216番地
	山根智恵子	日野郡日野町野田50番地
日野郡日野町濁谷409番	松本喜三郎	—
	松本長吉	—
	松本松太郎	—
	松本伊平	—
	谷内喜太郎	—
	谷内平重	—
	谷内豊吉	—
	谷内林太郎	—
	谷内岩太郎	—
	谷内與吉	—
	松本榮四郎	—
	松本久太郎	—
	谷内臺三郎	—
日野郡日野町濁谷418番	谷内源太郎	日野郡日野町濁谷29番屋敷
	生田正衛	日野郡日野町濁谷428番地1
	松本 寛	日野郡日野町濁谷276番地
	松本吉男	日野郡日野町濁谷216番地
	谷内武治	日野郡日野町濁谷283番地
	谷内貞一郎	日野郡日野町濁谷405番地
	谷内 明	日野郡日野町濁谷412番地
	谷内関壽	日野郡日野町濁谷28番屋敷
	松本喜平	日野郡日野町濁谷264番地
	松本一男	日野郡日野町濁谷263番地
	松本 馨	日野郡日野町濁谷247番地1
	松本令治	日野郡日野町濁谷20番屋敷
	松本正信	日野郡日野町濁谷257番地2
	谷内重市	日野郡日野町濁谷260番地1
松本喜八	日野郡日野町濁谷260番地1	
日野郡日野町濁谷117番	谷内源太郎	日野郡日野町濁谷29番屋敷
	生田正衛	日野郡日野町濁谷428番地1
	松本 寛	日野郡日野町濁谷276番地
	松本吉男	日野郡日野町濁谷216番地
	谷内武治	日野郡日野町濁谷283番地
	谷内貞一郎	日野郡日野町濁谷405番地
	谷内 明	日野郡日野町濁谷412番地
	谷内関壽	日野郡日野町濁谷28番屋敷
	松本喜平	日野郡日野町濁谷264番地
	松本一男	日野郡日野町濁谷263番地
	松本 馨	日野郡日野町濁谷247番地1
	松本令治	日野郡日野町濁谷20番屋敷
	松本正信	日野郡日野町濁谷257番地2
	谷内重市	日野郡日野町濁谷260番地1
松本喜八	日野郡日野町濁谷260番地1	

所在地	氏名又は名称	住所
野郡日野町濁谷40番1	谷内元治	日野郡日野町濁谷405番地
	松本正弘	日野郡日野町濁谷260番地1
	谷内豊子	日野郡日野町濁谷259番地
	生田泰三	米子市下新印247番地6
	山根智恵子	日野郡日野町野田50番地
	松本壽美	東京都江東区北砂5丁目20番5-515
	松本一男	日野郡日野町濁谷263番地
	松本 篁	日野郡日野町濁谷264番地
	松本品子	日野郡日野町濁谷276番地
	谷内 守	日野郡日野町濁谷219番地
	松本藤子	日野郡日野町濁谷216番地
	谷内 潔	日野郡日野町濁谷283番地
	谷内悦壽	日野郡日野町濁谷403番地
日野郡日野町濁谷40番3	谷内元治	日野郡日野町濁谷405番地
	松本正弘	日野郡日野町濁谷260番地1
	谷内豊子	日野郡日野町濁谷259番地
	生田泰三	米子市下新印247番地6
	山根智恵子	日野郡日野町野田50番地
	松本壽美	東京都江東区北砂5丁目20番5-515
	松本一男	日野郡日野町濁谷263番地
	松本 篁	日野郡日野町濁谷264番地
	松本品子	日野郡日野町濁谷276番地
	谷内 守	日野郡日野町濁谷219番地
	松本藤子	日野郡日野町濁谷216番地
	谷内 潔	日野郡日野町濁谷283番地
	谷内悦壽	日野郡日野町濁谷403番地

3 申請事項に関し異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

平成29年7月10日から平成29年10月10日まで

5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則第22条の3第2項に規定する手続き（異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他必要な書類を添えて行う）による

6 異議申出書提出先

鳥取県日野郡日野町根雨101番地 日野町企画政策課（電話0859-72-0332）